

令和元年 8 月 6 日
九州管区行政評価局

「公共職業訓練を欠席した場合の手当の支給に関する調査」結果の公表

＜やむを得ない欠席理由の判断に地域差あり。厚生労働省に改善通知＞

総務省九州管区行政評価局（局長：萬谷 ^{まんだに} 優人 ^{まさと}）は、当局に寄せられた行政相談を契機として、公共職業訓練を欠席した受講者に対する手当の支給に関する公共職業安定所の判断状況について調査しました。

失業中の公共職業訓練受講者から、「家庭の事情でやむを得ず訓練を欠席したが、欠席日について、生活の安定のため支給される手当が支給されないことに納得がいかない」との行政相談がありました（※この行政相談案件は、手当が支給されることとなりました。）。

調査の結果、厚生労働省が示す公共職業訓練を欠席する「やむを得ない理由」についての解釈が統一されていない例や手当の支給に関する判断が公共職業安定所によって異なっている例があることが分かりました。

これは、全国的な課題であると認められたことから、総務省行政評価局は厚生労働省に対して、手当の支給の妥当性・公平性を確保するため、「やむを得ない理由」の見直しを図るよう改善意見を通知しました。

調査結果は総務省九州管区行政評価局のホームページに掲載
<http://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu.html>

【照会先】

総務省九州管区行政評価局 評価監視部 第5評価監視官 大庭 具史
評価監視調査官 小川 貴史
電話（直通）：092-431-7088 FAX:092-431-7085

公共職業訓練を欠席した場合の手当の支給に関する調査の結果

調査の背景

- 失業中の公共職業訓練受講者から、「家庭の事情でやむを得ず訓練を欠席したが、欠席日について、手当が支給されないことに納得できない」と、当局に行政相談あり
- 国は、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に基づき、公共職業訓練受講者には、生活の安定と就職の促進のため、基本手当、受講手当、通所手当等を支給
- 「雇用保険に関する業務取扱要領」(厚生労働省職業安定局雇用保険課)では、公共職業訓練を欠席しても、「やむを得ない理由」として、①疾病、一定の範囲での忌引、求人者との面接等の場合、②これらに「準ずるもの」の場合は、手当を支給と規定
しかし、業務取扱要領において「やむを得ない理由」として列挙している理由は、30 年以上見直されていない上、「準ずるもの」の判断が公共職業安定所・訓練施設によってまちまちのおそれあり
- 高齢者を抱える世帯やひとり親世帯の増加など労働者を取り巻く環境が変化する中で、「第 10 次職業能力開発基本計画」(平成 28 年 4 月厚生労働省策定)では、「女性、若者、中高年齢者、障害者等、全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できる『全員参加の社会』の実現加速に向け、個々の特性やニーズに応じた職業能力開発の機会を提供することによって、一人一人の能力の底上げを図っていくことが重要」としている。
- 労働の意思と能力のある者に対し生活の安定等のために支給される手当のうち、公共職業訓練をやむを得ず欠席した受講者に対する手当支給の妥当性・公平性を確保する観点から調査を実施

調査の結果(ポイント)

- ◇ **労働局や訓練施設が作成した手引等で「やむを得ない理由」にバラツキあり**
 - ・ 厚生労働省が業務取扱要領で示している欠席理由を狭く解釈又は広く解釈している例あり
 - ・ 厚生労働省が業務取扱要領で示していない欠席理由を具体的に記載している例あり
 - ◇ **個別ケースにおいても「やむを得ない理由」の判断にバラツキあり**
 - ◇ **求職者支援訓練では「やむを得ない理由」の判断のバラツキを解消する取組あり**
 - ・ 「親族の介護」など労働者を取り巻く環境の変化を踏まえた「やむを得ない理由」も業務取扱要領で規定。また、疑義照会を踏まえた「やむを得ない理由」の随時見直し
 - ・ 各労働局からの疑義照会に対する回答を質疑応答集として整理し、全局にフィードバック
- ↓
- ◆ **公共職業訓練における「やむを得ない理由」のバラツキを解消する必要あり**
- ↓
- ◆ **労働者を取り巻く環境の変化を踏まえ、求職者支援訓練を参考に、「やむを得ない理由」の取扱いを見直し、各労働局及び各公共職業安定所並びに訓練施設まで徹底するよう厚生労働省に改善意見を通知**

調査対象等

都道府県労働局：九州各県の全 7 局
公共職業安定所：15 所（福岡 3 所、他 6 県 2 所）※公共職業訓練受講あっせん数が多い安定所を選定
調査実施期間：平成 30 年 12 月～令和元年 8 月

1 公共職業訓練における「やむを得ない理由」に関する判断基準等

(1) 公共職業訓練受講者に対する手当支給の仕組み

- 厚生労働省及び都道府県は、公共職業能力開発施設（以下「訓練施設」という。）を設置し、同施設又は同施設が委託した民間の専門学校等において、主に雇用保険を受給している求職者を対象とした公共職業訓練を実施
- 厚生労働省は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づき、失業者のうち公共職業安定所長が公共職業訓練を指示した者には、生活の安定と就職の促進のため、基本手当、受講手当、通所手当等を支給しているが、「社会通念上やむを得ない理由」（以下「やむを得ない理由」という。）以外の理由により訓練を欠席した日についての手当は支給せず
- 公共職業安定所（以下「安定所」という。）は、訓練施設の長が受講者の出欠状況を証明する受講証明書に基づき、手当を月ごとに支給

(2) 「やむを得ない理由」に関する手引等の判断基準

- 厚生労働省は、雇用保険に関する業務取扱要領（以下「業務取扱要領」という。）で「やむを得ない理由」を規定しているが、列挙している理由（a～j号）やこれに準ずるもの（k号）についての具体的な解説や質疑応答集の作成なし。また、各局からの疑義照会も個別回答しているのみで、他の労働局への情報提供なし →厚生労働本省からの情報提供が不足
- 7労働局のうち、5労働局（福岡局、宮崎局以外）は、「やむを得ない理由」について、局独自の質疑応答集や考えを整理したものを作成
また、訓練施設の中には、受講者等に配布する訓練のしおり等で、「やむを得ない理由」について説明している施設あり →局・訓練施設がそれぞれ基準を解釈
- 実際に、局及び訓練施設が作成した「やむを得ない理由」の解釈などに関するマニュアル、Q&A、疑義解釈集、訓練のしおりなどの手引等（以下「手引等」という。）を比較した結果、以下のとおり、業務取扱要領の「やむを得ない理由」を狭く解釈又は広く解釈しているとみられる例あり

「やむを得ない理由」を狭く解釈又は広く解釈している例

狭く解釈している例

- 傷病の親族の看護について、業務取扱要領では親族の「同居」・「別居」の別までは定められていないが、手引等において「同居」の親族のみを対象とし、「別居」の親族を対象外としている例
（※他局では別居の親族も含めて認められた実例あり）
- 入学式等への出席について、業務取扱要領では「中学生以下の子弟」が対象と定められているが、手引等において「小学生」・「中学生」のみを対象とし、幼稚園児や保育園児を対象外としている例
（※他局では幼稚園の入卒園式も含めて認められた実例あり）
- 本人の婚姻による欠席について、「社会通念上妥当と認められる欠席日数」の解釈が「7日以内」、「14日以内」と局ごとに異なっている例 など

広く解釈している例

- 子弟の入学式等に、PTA行事も含めて対象としている例
（※他局ではPTA行事が認められた実例なし） など

「やむを得ない理由」の「準ずるもの」を具体的に記載している例

- 法律による裁判への参加や出廷 ・ 空き巣による警察官の調査への立会い
- 民生委員協議会への出席 ・ 離婚調停のため（家庭裁判所からの呼び出しによるもの）
- 妊娠により母子健康手帳の交付を受けての健康診査 など

局・訓練施設で「やむを得ない理由」の判断基準にバラツキ（地域差）あり
→手当の支給額に直接影響

(3) 個別ケースにおける「やむを得ない理由」に関する判断状況

- 調査対象とした 15 安定所に提出された平成 27 年度から 29 年度までに受講した者の受講証明書を確認したところ、手引等に掲載されていないケースにおいて、「やむを得ない理由」に関する判断に差が生じている例あり

「やむを得ない理由」の判断に差が生じている例

- 台風接近に伴う子の幼稚園の休園等により訓練を欠席した場合、子の世話が必要として認められた例と子の世話が業務取扱要領の「看護」に当たらないとして認めなかった例
- 乳幼児の健康診査や予防接種の付添いのために訓練を欠席した場合、付添いが必要として認められた例と付添いが業務取扱要領の「傷病」の「看護」に当たらないとして認めなかった例
- 資格試験の受験等のために訓練を欠席した場合、訓練コースとの関連の有無等を考慮して認めなかった例と関連の有無等にかかわらず認められた例 など

2 求職者支援訓練における「やむを得ない理由」に関する判断基準等

- 公的職業訓練には、公共職業訓練のほか、求職者支援訓練（平成 23 年 10 月創設。雇用保険を受給できない求職者が主な対象）あり
- 求職者支援訓練においても、一定の要件を満たす受講者に対して、受講手当や通所手当を支給する「職業訓練受講給付金」あり。給付は公共職業訓練と同様、雇用保険料を財源とし、給付に関する事務も同じく厚生労働省職業安定局が所管

表 1 公共職業訓練と求職者支援訓練の比較

訓練名	公共職業訓練	求職者支援訓練
対象者	主に雇用保険を受給している求職者	主に雇用保険を受給できない求職者
訓練期間	おおむね 3 か月～1 年	2 か月～6 か月
実施機関	<ul style="list-style-type: none"> 国（ポリテクセンター） 都道府県（職業能力開発校） 民間教育訓練機関等（都道府県からの委託事業） 	<ul style="list-style-type: none"> 民間教育訓練機関等（訓練コースごとに厚生労働大臣が認定）
主な給付	求職者給付 （基本手当、受講手当、通所手当）	職業訓練受講給付金 （職業訓練受講手当、通所手当）
給付の根拠	雇用保険法	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律
訓練欠席と給付の関係	「やむを得ない理由」以外で欠席した場合、当該欠席日の手当が不支給	<ul style="list-style-type: none"> 「やむを得ない理由」以外で欠席した場合、1 か月分の給付金が不支給 「やむを得ない理由」により欠席する場合も、訓練実施日の 8 割以上の出席が必要
給付財源	国庫負担＋雇用保険料	国庫負担＋雇用保険料
負担割合	国庫負担：25%（2.5%） 労使負担：75%（97.5%）	国庫負担：50%（5%） 労使負担：50%（95%）
厚生労働省の所管部局	職業安定局雇用保険課	職業安定局総務課訓練受講者支援室

(注) 1 厚生労働省の資料を基に当局が作成

2 「負担割合」欄の（ ）内は、雇用保険法附則第 14 条の措置（平成 29 から 31 年度までの国庫負担は 100 分の 10）による負担割合

- 求職者支援訓練では、以下のとおり、①求職者支援制度業務取扱要領において「やむを得ない理由」に「親族の介護」などといった労働者を取り巻く環境の変化を踏まえた理由を規定、②質疑応答集を作成し、全労働局・安定所に配布、③欠席時に必要な証明書類について明記するなど、「やむを得ない理由」の判断に差が生じないための取組あり

表2 「やむを得ない理由」に関する判断に差が生じないための取組等

	公共職業訓練	求職者支援訓練
主な「やむを得ない理由」の違い	—	列挙している理由は公共職業訓練とほぼ同じだが、「親族の介護」や「小学校就学前の子の予防接種や健康診断」も規定
「やむを得ない理由」等の見直し	少なくとも昭和61年以降変更なし	<ul style="list-style-type: none"> 従前は「求人者との面接（採用試験を含む。）又は安定所が指示したセミナー等の受講のため。」としていたものを、「求人者との面接（採用試験を含む。）又は安定所長が特定求職者の今後の再就職に資するものと判断できるセミナー等を受講するため。」に要件を緩和 「母子家庭の母又は父子家庭の父」が「小学校就学前の子を看護する場合」の欠席は、訓練実施日から除外する規定を追加
証明書類	明記なし	明記あり
疑義照会への対応	疑義照会を行った局に対して個別に回答	質疑応答集（「やむを得ない理由」関係は58問）を作成して各労働局に周知している上、頻繁に改訂を実施

（注）厚生労働省の資料を基に当局が作成

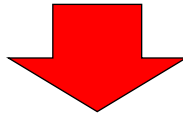
3 課題及び改善所見

課題

- 「やむを得ない理由」について、労働局や訓練施設はそれぞれ手引等を作成している状況あり。結果として、それぞれの手引等において、業務取扱要領の「やむを得ない理由」を狭く解釈又は広く解釈している状況がみられ、労働局や訓練施設ごとに異なる判断により運用されている例あり
- 求職者支援訓練では、各労働局からの疑義照会を質疑応答集に整理して「やむを得ない理由」や欠席に係る証明書類について解説している上、労働者を取り巻く環境の変化を踏まえた「やむを得ない理由」の規定や疑義照会のあった「やむを得ない理由」を見直し、業務取扱要領を改訂するなど、全国で「やむを得ない理由」についての判断を統一するための取組あり
 - 一方、公共職業訓練では、各労働局からの疑義照会に対しては個別対応しているのみで、他局や訓練施設に対して周知していないなど、判断の統一のための取組が不十分

このように、公共職業訓練では、求職者支援訓練にみられる「やむを得ない理由」についての判断に差が生じないための取組が行われておらず、手引等の不統一や個別事例における判断の違いが生じている。

公共職業訓練における「やむを得ない理由」による欠席に係る判断は、受講者に対して生活の安定等のために支給される手当の金額に直接影響を及ぼすことから、厚生労働省は、判断基準を統一して手当支給の妥当性・公平性を確保するための適切な措置を講ずることが求められる。



したがって、厚生労働省において、公共職業訓練受講者が「やむを得ない理由」により欠席した場合における手当の支給の妥当性及び公平性を確保する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 労働者を取り巻く環境の変化を踏まえ、求職者支援訓練における取組を参考に、各労働局からの疑義照会に対する回答を整理し、業務取扱要領の「やむを得ない理由」を随時見直すこと。
- ② 判断の統一を図るため、各労働局及び各安定所並びに受講者の出欠に関する証明を行っている訓練施設に対し、当該内容を周知徹底すること。

事例集

1 手引等において、業務取扱要領で列挙されている「やむを得ない理由」を狭く解釈している例

【事例1】傷病の家族を看護する場合、「別居」の親族を対象外としている例

業務取扱要領では、「親族の傷病について受給資格者の看護を必要とする場合」を「やむを得ない理由」として認めており（b号）、親族の範囲を「民法第725条に規定する親族、すなわち6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族」とし、「同居」・「別居」の別までは規定していない。

しかしながら、訓練施設の中には、以下のとおり、手引等において「同居」の親族のみを対象とし、「別居」の親族を対象外としているものあり

【手引等の記載内容】

- ・「同居親族の傷病について、当該者の看護を必要とする場合」（A訓練施設）
- ・「同居親族の傷病について、付き添い介護の場合」「同居親族の手術等に立ち会う場合」（B訓練施設）

なお、「別居」の親族の手術付添いによる訓練欠席を認めた事例あり（福岡東安定所）

【事例2】「中学生以下の子弟」から幼稚園児や保育園児を対象外としている例

業務取扱要領では、「中学生以下の子弟の入学式又は卒業式等への出席」を「やむを得ない理由」として認めている（f号）。

しかしながら、訓練施設の中には、以下のとおり、手引等において「小学生」・「中学生」のみを対象とし、幼稚園児や保育園児を対象外としているものあり

【手引等の記載内容】

- ・「小学校・中学校の入学式及び卒業式への出席は、1日認められます」（C訓練施設）
- ・「訓練生の小学生及び中学生の子弟の入学式または卒業式などへの出席」（D訓練施設）

なお、幼稚園児の入卒園式への出席による訓練欠席を認めた事例あり（別府安定所）

【事例3】本人の婚姻を理由とする欠席の場合、日数の上限が統一されていない例

業務取扱要領では、「本人の婚姻の場合」を「やむを得ない理由」として認めており（e号）、「社会通念上妥当と認められる日数の新婚旅行」も含まれると規定

しかしながら、労働局の中には、以下のとおり、手引等において欠席日数の上限が「7日以内」、「14日以内」と統一されていないものあり

【手引等の記載内容】

- ・「本人の結婚：7日以内」（大分労働局）
- ・「問 『社会通念上妥当と認められる日数』とは。」「答 14日以内とする。」（佐賀労働局）
- ・「新婚旅行により職業訓練を受けることができなかった期間が15日以上である場合は、その期間のすべての日について労働の能力がないものとして、基本手当の不認定を行う。」（長崎労働局）

【事例4】就職試験等による欠席の場合、訓練職種との関係や活動時期を限定している例

業務取扱要領では、「就職試験、求人者との面接等」を「やむを得ない理由」として認めている（j号）。

しかしながら、労働局及び訓練施設の中には、以下のとおり、手引等において①対象となる就職試験等を訓練職種に係るものに限定、②就職活動の開始時期を一定期間の訓練受講後でないとして認めないとしているものあり

【手引等の記載内容】

- ・「訓練職種に係る就職試験、面接等」（佐賀労働局、A訓練施設）
- ・「訓練職種に係る就職試験等の受験」（大分労働局）
- ・「求職活動開始は入所後3か月以降であること」（E訓練施設）
- ・「修了2か月前（就職活動期間）以前の就職活動は、欠課・欠席扱い」（C訓練施設）

2 手引等において、業務取扱要領で列挙されている「やむを得ない理由」を広く解釈している例

【事例5】PTA等の行事を「やむを得ない理由」に含めている例

業務取扱要領では、「中学生以下の子弟の入学式又は卒業式等への出席」を「やむを得ない理由」として認めている（f号）。

しかしながら、労働局及び訓練施設の中には、以下のとおり、手引等において「PTA等の行事」が入学式又は卒業式等に含まれるものとして、欠席を認めているものあり

【手引等の記載内容】

- ・「PTAに出席、公役に従事する場合（必要時間数）」（大分労働局）
- ・「PTA出席（必要時間数）」（E訓練施設）
- ・「中学生以下のPTA等の行事」（F訓練施設）

なお、上記訓練施設以外では、PTA等の行事による訓練欠席を認めた実例なし

【事例6】町内・組内の葬儀を「やむを得ない理由」に含めている例

業務取扱要領では、「親族又は姻族の危篤又は忌引」を「やむを得ない理由」として認めている（c号）。

しかしながら、訓練施設の中には、以下のとおり、手引等において「町内・組内の葬儀」が忌引の対象に含まれるものとして、欠席を認めているものあり

【手引等の記載内容】

- ・「町内・組内の葬儀など地域の慣例として出席しなければならない場合」（A訓練施設）

3 手引等において、業務取扱要領k号「前各号に掲げる場合に準ずるものであって社会通念上やむを得ないと認められるもの」を具体的に記載している例

- ・法律による裁判への参加や出廷（G訓練施設）
- ・空き巣による警察官の調査への立会い（佐賀・鹿児島労働局）
- ・民生委員協議会への出席（佐賀・鹿児島労働局）
- ・離婚調停のため（家庭裁判所からの呼び出しによるもの）（鹿児島労働局）
- ・妊娠により母子健康手帳の交付を受けての健康診査（鹿児島労働局）
- ・証人、鑑定人、参考人、裁判員等として裁判所、地方自治体の議会、その他の官公庁等へ出頭する場合（佐賀・大分労働局、A訓練施設・H訓練施設・I訓練施設）（注）
- ・地方公共団体が主催する成人式への出席（佐賀・熊本労働局、H訓練施設・I訓練施設）（注）
- ・勲章の授与式への出席（長崎労働局、H訓練施設・J訓練施設）（注）
- ・犯罪容疑等による召喚、勾引、拘置等（佐賀労働局、I訓練施設）（注）
- ・消防団員として出動義務のある火災消火活動、訓練又は出初め式等への参加（佐賀労働局、H訓練施設・I訓練施設）（注）
- ・永年勤続表彰式への出席（長崎労働局、H訓練施設・J訓練施設）（注）

（注）業務取扱要領 51351(1)口の「認定日の変更」又は 51401(1)二の「天災その他やむを得ない理由があった場合」における「やむを得ない理由」として列挙されているものを示す。

4 個別ケースにおける「やむを得ない理由」に関する判断に差が生じている例

【事例7】台風接近に伴う幼稚園の休園等により、子の世話をするために欠席した場合

業務取扱要領では、「天災」、「親族の傷病について受給資格者の看護を必要とする場合」又はこれに「準ずるもの」を「やむを得ない理由」として認めている（52854ホ(ハ)、b号又はk号）。

長崎安定所、佐世保安定所及び大分安定所では、台風接近に伴い、子の幼稚園、小学校、又は放課後児童クラブが休みとなったケースで、子の世話をする必要があることから「やむを得ない理由」として認めた例あり

一方、宮崎安定所では、幼稚園が休園となったケースで、子の世話は「傷病」ではなく「看護を必要とする場合」に該当しないことから、「やむを得ない理由」として認めなかった例あり

【事例8】乳幼児の健康診査に付き添うために欠席した場合

業務取扱要領では、「親族の傷病について受給資格者の看護を必要とする場合」又はこれに「準ずるもの」を「やむを得ない理由」として認めている（b号又はk号）。

福岡東安定所、福岡中央安定所及び佐賀安定所では、4か月児健診、1歳6か月児健診又は3歳児健診への付添いについて、「やむを得ない理由」として認めた例あり

一方、長崎安定所では、10か月健診及びは3歳児健診への付添いについて、「親族の傷病について」の「看護」に該当しないことから、「やむを得ない理由」として認めなかった例あり

【事例9】乳幼児の予防接種に付き添うために欠席した場合

業務取扱要領では、「親族の傷病について受給資格者の看護を必要とする場合」又はこれに「準ずるもの」を「やむを得ない理由」として認めている（b号又はk号）。

鹿児島安定所では、1歳7か月の子の予防接種への付添いについて、「やむを得ない理由」として認めた例あり

一方、福岡中央安定所では、7か月の子の予防接種への付添いについて、「親族の傷病について」の「看護」に該当しないことから、「やむを得ない理由」として認めなかった例あり

【事例10】資格試験等を受験するために欠席した場合

業務取扱要領では、「各種国家試験、検定等の資格試験を受験する場合」を「やむを得ない理由」として認めている（h号）。

長崎労働局は、各種資格取得のための講習への参加が「やむを得ない理由」に該当するか厚生労働省に照会し、当該講習が公共職業訓練の受講職種と密接な関連があるか否か等を考慮し慎重に判断するよう回答を得て、県内安定所に周知

これを踏まえて、長崎安定所及び佐世保安定所では、「海技士」の国家試験受験又は「宅地建物取引士」の講習受講のため訓練を欠席したケースで、受講職種との関連等を考慮するなどし、「やむを得ない理由」として認めなかった例あり

一方、鹿児島安定所では、「小型船舶操縦士免許」の更新講習を受講するため訓練を欠席したケースで、「やむを得ない理由」として列挙している「資格試験を受験する場合」に準ずると判断して、受講職種との関連等の有無にかかわらず認めた例あり

【事例11】妻の出産に立ち会うために欠席した場合

業務取扱要領では、「親族の傷病について受給資格者の看護を必要とする場合」又はこれに「準ずるもの」を「やむを得ない理由」として認めている（b号又はk号）。

福岡東安定所では、妻の出産への立会いについて、「やむを得ない理由」として認めた例あり

一方、延岡安定所では、一般的な出産は「傷病」ではなく、出産への立会いは「看護」に該当しないことから、「やむを得ない理由」として認めなかった例あり

【事例12】結婚して一定期間経過後の「新婚旅行」のために欠席した場合

業務取扱要領では、「本人の婚姻の場合（社会通念上妥当と認められる日数の新婚旅行を含む）」を「やむを得ない理由」として認めている（e号）。

福岡東安定所及び大分安定所では、旅行日が、結婚から、①2か月以上経過していたが配偶者の仕事の都合であるとして、又は②6か月以上経過していたが配偶者の職場への休暇届により新婚旅行と考えられるとして、「やむを得ない理由」として認めた例あり

一方、熊本安定所では、結婚から1か月以上経過後の旅行は「新婚旅行」に該当しないと判断したことから、「やむを得ない理由」として認めなかった例あり

【事例13】子の高校入学前の説明会に同伴するために欠席した場合

業務取扱要領では、「中学生以下の子弟の入学式又は卒業式等への出席」又はこれに「準ずるもの」を「やむを得ない理由」として認めている（f号又はk号）。

大分安定所及び鹿児島安定所では、高校入学前の説明会への出席について、高校入学前であり「中学生以下の子弟」に準ずると判断したことなどから、「やむを得ない理由」として認めた例あり

一方、福岡中央安定所では、高校入学前であるが、一定の判断能力を有している高校生と同様と判断したことから、「やむを得ない理由」として認めなかった例あり

【事例14】保育園の入園説明会や遠足に同伴するために欠席した場合

業務取扱要領では、「中学生以下の子弟の入学式又は卒業式等への出席」又はこれに「準ずるもの」を「やむを得ない理由」として認めている（f号又はk号）。

別府安定所及び鹿児島安定所では、保育園入園説明会・手続又は保育園遠足への出席を「やむを得ない理由」として認めた例あり

一方、福岡中央安定所及び佐賀安定所では、上記ケースについて、「やむを得ない理由」として明記されていないことなどから、「やむを得ない理由」として認めなかった例あり

雇用保険に関する「業務取扱要領」（厚生労働省職業安定局雇用保険課）
における「やむを得ない理由」（抜粋）

51401 - 51450 （業務取扱要領P208）

ハ 受給資格者が安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合

(イ)～(ハ) （略）

(二) 訓練生の 15 日以上の病気欠席、生計をともにする親族の看護のための 15 日以上の欠席、無断欠席等社会通念上やむを得ない理由以外の理由による欠席等労働の意思又は能力がないと認められる場合は、その日について失業の認定を行わない。この場合のやむを得ない理由については、52854 のホ(ハ)参照

52854 のホ(ハ) （業務取扱要領P326～327）

(ハ) 省略

「その他やむを得ない理由」の有無については、次の場合は、その理由があるものとして取り扱う。

- a 当該受給資格者の疾病又は負傷（15 日未満の場合に限る。）
- b 親族（民法第 725 条に規定する親族、すなわち 6 親等以内の血族、配偶者及び 3 親等以内の姻族をいう。）の傷病について受給資格者の看護を必要とする場合（15 日未満の場合に限る。）
なお、親族の配偶者についてもこれに準じるものと取り扱う。
- c b と同範囲の親族又は姻族の危篤又は忌引
忌引については、下記日数以内に限る。
 - (a) 父若しくは母、配偶者又は子が死亡したときは、7 日
 - (b) 祖父若しくは祖母、孫、兄弟姉妹又は配偶者の父若しくは母が死亡したときは、3 日
 - (c) (a)又は(b)に該当しない 6 親等以内の血族又は 3 親等以内の姻族が死亡したときは、1 日
 なお、親族の配偶者が死亡したときもこれに準じるものと取り扱う。
- d 配偶者、3 親等以内の血族又は姻族の命日の法事
- e 受給資格者本人の婚姻の場合（社会通念上妥当と認められる日数の新婚旅行を含む。）又は b と同範囲の親族の婚姻のための儀式に出席する場合
- f 中学生以下の子弟の入学式又は卒業式等への出席
- g 選挙権その他公民としての権利を行使する場合
- h 各種国家試験、検定等の資格試験を受験する場合
- i 訓練施設の行事又は訓練上の理由による訓練の停止（訓練校の校則に定められている休暇期間及び講師の都合による休講を含む。）
- j 就職試験、求人者との面接等
- k 前各号に掲げる場合に準ずるものであって社会通念上やむを得ないと認められるもの

(注) 下線は当局が付した。

公共職業訓練と求職者支援訓練における「やむを得ない理由」の対比表

公共職業訓練における「やむを得ない理由」	求職者支援訓練における「やむを得ない理由」
<p>【業務取扱要領 51401 5 証明書による失業の認定】 ハ 受給資格者が安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合（法第 15 条第 4 項第 3 号、則第 27 条） (ニ) 訓練生の 15 日以上の病気欠席、生計をともにする親族の看護のための 15 日以上の欠席、無断欠席等社会通念上やむを得ない理由以外の理由による欠席等、労働の意思又は能力がないと認められる場合は、その日について失業の認定を行わない。この場合のやむを得ない理由については、52854 のホ(ハ)参照。 なお、通信教育に係る定期試験を受験するため公共職業訓練等を受けない日については、失業の認定を行うことはできない。</p> <p>【業務取扱要領 52854(4) 通所手当の支給額】 ホ(ハ) 受給資格者が、天災その他やむを得ない理由がないと認められるにもかかわらず、公共職業訓練等を受けなかった日 「その他やむを得ない理由」の有無については、次の場合は、その理由があるものとして取り扱う。</p>	<p>【求職者支援制度業務取扱要領 10042(2) 出席要件の詳細】 ハ 「やむを得ない理由」(欠席理由)とは、次に掲げる理由をいう。次に掲げる理由以外の理由で、「やむを得ない理由」とすることが適当であると考えられるものについては、その事例が生じた都度、厚生労働省訓練受講者支援室あて具体的な事例を付して照会する。 なお、以下の理由のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> • (イ)、(ハ)又は(ク)のうち、インフルエンザ等の感染症に感染した場合等 • (ハ)のうち母子家庭の母又は父子家庭の父である特定求職者が小学校就学前の子を看護する場合 (H29.3.31 改訂版で追加) • (ロ)又は(ケ)のうち当該災害等のために訓練実施施設への通所が困難（公共職業訓練のeラーニングコース等の通信の方法による訓練の場合には通信手段の遮断等）となっている場合 • (ハ)、(ニ)又は(ホ)の場合 <p>については、訓練実施日から除外することができる場合があることに留意すること。(後略)</p>
<p>a 当該受給資格者の疾病又は負傷（15 日未満の場合に限る。）</p>	<p>(イ) 当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。</p>
<p>※公共職業訓練では、上記(ハ)に記載</p>	<p>(ロ) 天災その他やむを得ない理由のため（水害、火災、地震、暴風雨雪、暴動、列車遅延、交通事故等）</p>
<p>b 親族（民法第 725 条に規定する親族、すなわち 6 親等以内の血族、配偶者及び 3 親等以内の姻族をいう。）の傷病について受給資格者の看護を必要とする場合（15 日未満の場合に限る。51401 ハ(ニ)参照。） なお、親族の配偶者についてもこれに準じるものと取り扱う。</p>	<p>(ハ) 親族（民法第 725 条に規定する親族、すなわち 6 親等以内の血族、配偶者及び 3 親等以内の姻族をいう。以下同じ。）の傷病について当該特定求職者の看護を必要とするため（小学校就学前の子の場合にあっては、予防接種や健康診断を受けさせる場合を含む。）</p>
<p>※公共職業訓練では記載なし</p>	<p>(ト) (ハ)と同範囲の親族の介護のため</p>
<p>c b と同範囲の親族又は姻族の危篤又は忌引 忌引については、下記日数以内に限る。 (a) 父若しくは母、配偶者又は子が死亡したときは、7 日 (b) 祖父若しくは祖母、孫、兄弟姉妹又は配偶者の父若しくは母が死亡したときは、3 日 (c) (a) 又は (b) に該当しない 6 親等以内の血族又は 3 親等以内の姻族が死亡したときは、1 日 なお、親族の配偶者が死亡したときもこれに準じるものと取り扱う。</p>	<p>(フ) (ハ)と同範囲の親族の危篤又は死亡及び葬儀のため</p>

公共職業訓練における「やむを得ない理由」	求職者支援訓練における「やむを得ない理由」
d 配偶者、3親等以内の血族又は姻族の命日の法事	(イ) 配偶者、3親等以内の血族又は姻族の命日の法事のため
e 受給資格者本人の婚姻の場合（社会通念上妥当と認められる日数の新婚旅行を含む。）又はbと同範囲の親族の婚姻のための儀式に出席する場合	(ウ) 当該特定求職者本人の婚姻のため（社会通念上妥当と認められる日数の新婚旅行等、(ハ)と同範囲の親族の婚姻のための儀式への出席を含む。）。
f 中学生以下の子弟の入学式又は卒業式等への出席	(ロ) 中学生以下の子弟の入学式又は卒業式等に出席するため
g 選挙権その他公民としての権利を行使する場合	(イ) 法令の定めがある事由によるため a 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 b 証人、鑑定人、参考人、裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署に出頭する場合
h 各種国家試験、検定等の資格試験を受験する場合	(ホ) 各種国家試験、検定等の資格試験を受験するため
i 訓練施設の行事又は訓練上の理由による訓練の停止（訓練校の校則に定められている休暇期間及び講師の都合による休講を含む。）	※求職者支援訓練では記載なし
j 就職試験、求人者との面接等	(ニ) 求人者との面接（採用試験を含む。）又は安定所が指示したセミナー等の受講のため (H30.3.30改訂版で以下に見直し) (ニ) 求人者との面接（採用試験を含む）又は安定所長が特定求職者の今後の再就職に資するものと判断できるセミナー等を受講するため
k 前各号に掲げる場合に準ずるものであって社会通念上やむを得ないと認められるもの ※公共職業訓練では具体的な列挙なし	(フ) 上記(イ)～(ロ)に準ずるものであって社会通念上やむを得ないと認められる理由。なお、次の場合は社会通念上やむを得ないと認められる。 a 暴風雨雪等により災害発生のおそれがあるため（(ロ)に準ずる。）。 b 親族の配偶者の傷病について当該特定求職者の看護を必要とするため（(ハ)に準ずる。）。 c 親族の配偶者の危篤又は死亡及び葬儀のため（(イ)に準ずる。）。 d 仲人としての婚姻の儀式への出席のため（(ウ)に準ずる。）。 e 地方公共団体が主催する成人式への出席のため（(ウ)に準ずる。）。 f 勲章の授与式への出席のため（配偶者随伴の式典の場合は配偶者としての出席を含む。）（(ウ)に準ずる。）。
※公共職業訓練では該当なし	(リ) 融資の手続のために労働金庫に赴くため (ル) 公共職業訓練等の受講者が指定来所日に安定所に来所するため (三) やむを得ない理由により指定来所日に来所することができなかった場合であって、再指定来所日に安定所に来所するため (ク) 雇用保険の説明会や失業認定日に安定所に来所するため

(注) 赤字は、公共職業訓練と異なり、求職者支援訓練において「親族の介護」による欠席や「母子家庭の母」への配慮など、労働者を取り巻く環境の変化を踏まえた「やむを得ない理由」を規定しているものを示す。